

町土砂条例の主な改正点

施行日：令和6年1月1日

概 要	主な改正内容
埋立てに用いる土砂の発生場所を限定	埋立て等に用いる土砂の発生場所を群馬県内とし、発生した場所から直接搬入されるものに限定。
周辺住民等への事前説明を義務化	1,000m ² 以上3,000m ² 未満の埋立て事業は、近隣住民（隣接する土地所有者、埋め立て事業区域に属する行政区等）に対し、説明会等を開催し、その報告書の提出を義務付ける。

詳細については「土砂条例の許可申請に係る申請書等作成手引き」での確認をお願いします。

【問い合わせ先】 環境課（奥利根アメニティパーク内）環境対策係
☎0278-64-1168